水俣病補償の行くえ

（上）

できぬか両派の〝協力〟

処理委一任と訴訟と

水俣病補償処理委員会（座長千種達夫中労委公益委員）の現地調査が二十七日から始まった。委員会一任派が待ちに待ったものである。委員会はこの調査で、関係者の事情聴取を一応終わり、今後調停作業に入って、少なくともことしいっぱいには結論の段階にこぎつけるだろうと予想されている。この結論はすでに六月十四日に提訴した水俣病裁判にも微妙な影響を与えるのではなかろうかともみられる。処理委の調査に当たって補償問題の周辺を探ってみた。

二つのコース

◇確約書で意見対立◇

「私たちが厚生省に水俣病にかかる紛争の処理をお願いするに当たりましては、これをお引き受けくださる委員の人選についてはご一任し、解決に至るまでの過程で委員が現地水俣の実態を十分調査して当事者双方からよく事情を聞き、また双方の意見を調整しながら、論議をつくした上で委員が出してくださる結論には従いますから、よろしくお願いします」。これが水俣病患者家庭互助会（山本亦由会長九十三世帯、患者数百十六人）を二つに分けた問題の確約書である。

患者家庭の多くはこの確約書に判を押して、補償問題を委員会に一任した。しかし、一部の人たちは「私たちの長年の苦しみ、今後の苦しみに思いをいたすとき、補償金額がいくらになるかわからないのに結論に従うという約束はどうしてもできません」と訴訟に踏み切った。処理委一任派六十四世帯対訴訟派二十八世帯（実質二十九世帯）。どちらが早く満足ゆく結論にかけつくか。

「裁判も解決方法のいっちょじゃあるばってんが、法務局に聞きに行ったら、ちょっとやそっとの年月じゃすまんだろうと言いなはったもんな。それに処理委には高裁の判事の経験ある人もおれば、医学者、行政専門家もおんなはる。私たちの方がはよう済むでっしょたい」と山本互助会会長。時間のかかる現在の裁判の欠陥を補い、しかも法だけで解決不可能な面まで処理委がメスを入れるだろうとの期待がある。

一方、「紛争を解決する公正な手段は裁判以外にない。処理委では何、チッソの意向が入りすぎるのではないか。加えて裁判での争点が白日の下に照らし出されることによって公害追放運動も大きく前進する」と言う訴訟派の人々。

しかし、チッソは最高裁まで持ってゆく構えだ。❶三十四年の見舞い金契約の有効、無効❷不法行為の存在—など法理論上の問題点もある。因果関係についてはすでにチッソも認めているが、裁判では水俣病発生当時の化学工業界の技術レベル、魚を媒介として病気が発生したことなど生々しい論争が繰りひろげられよう。

◇サイは投げられた◇

ともかく互助会は二つに分かれて、それぞれの道を進んでいる。すでに両派が〝援護射撃〟することもなくなった。「不幸なことだ」と両派とも言う。水俣病対策市民会議は「ただ解決手段が違うだけで目的は一つだ。しかし、どちらともどうなるか予想はつかない」と両派をつなぎ止めておく基盤を求める努力をしている。

しかし、現実的には補償解決へのコマが進みつつある。もしもの仮定ではあるが、解決方法が違うがゆえに補償金額に差があったとすればどうなるのだろうか。同じ原因、同じ病気、同じ人命に対する補償が違っていい理屈はない。最も考慮すべき点はここにある。額の多少によって「勝った、負けた」と〝ナンセンス〟な論議を互助会内に引き起こすことにでもなればどうなるか。「その時こそ互助会内はズタズタに分裂し、市民の支持もなくなろう」とある市職員は言う。

四月五日の互助会総会。この日から互助会総会は開かれなくなった

もちろん、処理委と裁判では違った内容の〝答え〟が出よう。処理委は一任派が期待するように将来にわたって行政面とからみ合わせた総合的な答えが出るかもしれない。裁判は損害賠償請求権内での争いである。もちろんその金額内には処理委の答えの多くが含まれよう、二つの答えの受け取り方は患者家庭の〝志向〟によって違ってくる。

同じ水俣病という一つの基盤に立つ互助会を〝二者択一〟にしいるのは酷だ、という声が強い。訴訟派の渡辺栄蔵代表は「チッソさえ誠意を示せば、裁判上の和解勧告を受けることもあり得よう。ただチッソがそれに応じるかどうか」山本茂雄弁護団長は「証拠調べをした上で、裁判所がどうにもならんと判断し、和解を勧め、患者家庭が訴訟期間などで不安をいだくようなことにでもなれば、その時は素朴な患者家庭の声にこたえる」と言い、チッソ水俣支社は「和解勧告で、チッソが示す補償金額は処理委の結論と同じになるのが当然です」とそれぞれ和解勧告を仮定した場合の意見を述べている。裁判の進行過程で処理委の結論が出された場合に、訴訟派家庭の動きが注目される。

互助会は「今度こそりっぱな補償解決をしよう」と立ち上がった。もし、ここで筋道を立てた補償が出来なければ、再度現在行なわれているような補償交渉を繰り返さないとも限らない。「裁判にしろ処理委にしろ、一本になってほしいというのはすでにおそすぎるのか。解決した後には互助会の対立ばかりが残ったのでは真の補償解決にはならないのではないか。補償はすんでも患者は残るのだ。その後の患者のリハビリに力を合わせるのが互助会の最終目的だったはずだ」と水俣市・リハビリテーションセンターの医師は指摘している。両派がお互いに援護射撃できる状態にできないものか。